

# 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」衆院通過！

## 法の成立で予算措置しやすくなるー坂口厚生労働大臣答弁

すでに新聞などの報道で知っている仲間も多いことと思うが、「ホームレスの自立の支援などに関する特別措置法案」が、7月17日の厚生労働委員会において、議員立法として提案され、可決された。(全会派一致の可決のため、先に提案されていた民主党案は、撤回された)。

採決に先立っての一般質問でなされた答弁の概略を幾つか紹介すると……。

与党から、川崎を地盤とする田中議員が質問に立って、「ホームレスの問題は地方自治体でやれる範囲を超えている、国のリーダーシップが必要」と。

坂口厚生労働大臣答弁。「自立のあるホームレスあるいはホームレスになるおそれのある人、そして宿泊施設をどうするかなど、今日、提案されることになっている法に基本的な方向性が示されている。これまで法がなかったので予算措置もしにくかったが、法ができれば予算もつけやすくなり施策が展開しやすくなると考えている」

民主党の鍵田議員が質問に立って、「国連人権委員会の勧告あるいは憲法11条・25条を踏まえて、基本的な考えを……」

坂口大臣。「ホームレスになる人には日雇労働者が多いので、日雇労働者に対する予防的措置も考えられなければならないし、65歳以下の人についての生活保護適用については、就労能力が問われるが、一般の人と同じように問うのではなく、勿論、ホームレスであるからすべて適用するというわけにはいかないわけですが、同じ尺度ではいかないことが考慮されなければならない。」

以下はまとめて報告。

「自立の意志あるホームレスとは」 就労などによりホームレスの状態から脱する意欲のある者。

「自立の意欲がない者はどうするのか」 ホームレスの状態に着目して支援する。自立の意志によって支援するしないを決めるわけではない。相談援助などで自立の意志を促し、また、緊急援護をおこなう。

「公共施設などの適正化を盛り込むことは、追い立てにつながらないか」 従前からある諸法規・規定を越えて追い立て、適正化をうたっているのではなく、適正化する場合でも本法の施策と連携しておこなうことを規定したもので、排除に結びつくものではない。

衆院厚生労働委員会 = 自民・公明・民主・社民・保守の5会派共同提案 = 賛成多数可決

7月18日衆院本会議起立多数で可決

---

## ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案の運用に関する件

政府及び地方公共団体は、我が国においてホームレスの急増が、看過できない極めて大きな問題となっている現状を踏まえ、ホームレスを含め社会的に排除された人々の市民権を回復し、再び社会に参入することが出来るようにすることは、憲法第11条及び第25条の精神を体現するために必要不可欠な施策であることに深く留意し、本法の施行に当たっては、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1 ホームレスの自立の支援に際しては、自立に至る経路や自立のあり方について、可能な限り個々のホーム

レスに配慮した多様な形が認められるよう努めること。

- 2 ホームレスに対する職業能力開発に当たっては、ホームレスの実情に応じた内容となることに深く留意するとともに、ホームレスの自立につながる安定就労の場の確保に努めること。
- 3 ホームレスに対する住宅支援策の実施に当たっては、その実効性を高めるため、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅・民間住宅を通じた可能な限り多様な施策の展開を図ること。
- 4 ホームレスが入居する施設においては、入居者本人の人権尊重と尊厳の確保に万全を尽くすこと。
- 5 第11条の規定の通り、法令の規定に基づき、公共の用に供する施設の管理者が当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとる場合においては、人権に関する国際約束の趣旨に十分に配慮すること。
- 6 本法による自立支援策と生活保護法の運用との密接な連携に配慮し、不当に生活保護が不適用とされることのないよう、適切な運用に努めること。
- 7 第十四条に規定する全国調査を早期に完了し、遅滞なく事業を実施すること。
- 8 本法を施行する中で実情との不整合等が生じたとき等においては、速やかに見直すこと。
- 9 「実施計画」を策定しない都道府県及び市町村の区域においても、ホームレスの自立支援及び余儀なくホームレスとなることの防止の諸施策の実施に可能な限り努めること。

右決議する。(自民・民主・公明・共産・社民・保守 = 6会派共同提案 = 全会一致で可決)

---

## 8月7日市民健康診査の日(無料)

### 萩之茶屋小学校午後2時から3時30分まで受付

8月7日(水)に、萩之茶屋小学校で、無料の健康診査がある。

誰でも無料で健康診断を受けることができるので、一年に一度、自分の健康状態を確認するために受けておこう。

受診するためのルールは、連絡先 = 検査結果の送付先が必要なこと。

連絡先のない仲間は、釜ヶ崎支援機構の住所を連絡先とすることで受診することができる。無料検査の結果、さらに有料の検査が必要となった仲間については、釜ヶ崎支援機構が料金を立て替える。検査結果が届くと、名前を事務所の前に張り出すので、せっかく受けた検査を無駄にしないために必ず受け取りに来てもらいたい。

## 必須検査

血圧測定、尿検査、身体計測、四 歳以上の方には血液検査 = 総コレステロール、HDLコレステロール、肝機能(GOT・GPT・r GPT)、血糖、クレアチニン、中性脂肪、尿酸、総蛋白、A / G比。

一般健康相談 = 医師・保健婦などによる各種相談。

歯科健康相談 = 歯科医師による相談。歯科衛生士によるブラッシング指導など。結核健康診断もあります。